

飼い主のルールとマナーについて

1 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。

室内飼育、室外飼育の区別なく、生後3ヶ月以上のすべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務づけられています。

●「登録」は犬の生涯に1回です。(登録すると「鑑札」が交付されます。)

●「狂犬病予防注射」は、毎年1回です。(「注射済票」が交付されます。)

登録犬の死亡、所在地や所有者に変更があったときは、必ず市に届け出てください。

2 犬はつないで、事故の防止に心掛けましょう。

犬の放し飼いは、県・市条例で禁止されています。

放し飼いをしていると、他人に恐怖心をあたえたり、咬みつき事故、迷子、さらには交通事故などさまざまな事件事故の原因となったりします。必ずつないで、事故等の防止に努めてください。

また、茨城県では、次の8犬種の他、大型の犬を「特定犬」に指定して、「おり」の中での飼育を義務づけています。

*秋田犬 *土佐犬 *紀州犬 *ジャーマン・シェパード *セント・バーナード *ドーベルマン *グレート・デーン *アメリカン・ピット・ブル・テリア (アメリカン・スタッフォードシャー・テリア)

●犬の「咬みつき事故」が発生したら、「茨城県動物指導センター」に届け出てください。

3 小さな命、大切に！「捨て犬」「捨て猫」をなくしましょう。

動物を捨てることは、動物愛護法に違反する行為です。子犬や子猫が生まれる前に「生まれない手術」をおすすめします。

●避妊手術(メス)、去勢手術(オス)の効果

メス：発情しないので、オスが集まらず、子犬・子猫も生まれません。

オス：発情したメスに無関心になり、あちこちに排尿(マーキング)しなくなる。

行方不明になることも少なくなる。

4 環境美化につとめましょう。

犬・猫の排泄物の始末は飼い主の義務です。公共の場所(公園、道路など)や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

5 身元証明で犬・猫の迷子をなくしましょう。

迷子をなくすためにも、犬には鑑札、狂犬病予防注射済票、迷子札(電話番号など)を必ず付けてください。犬・猫ともに、迷子札の代わりに動物病院でマイクロチップを埋め込むと、脱落もなく、より効果的です。

飼い犬・猫が迷子になったら、すみやかに茨城県動物指導センターに連絡してください。あなたの、犬・猫についての情報があるかもしれません。

また、保護された犬・猫の情報は、センターのホームページで公開しています。

「茨城県動物指導センター」アドレス

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/dobutsu/>

6 立派にしつけて愛される犬・猫にしましょう。

犬・猫による被害や苦情相談が多数寄せられています。鳴き声による騒音、排泄物による苦情、咬みつき事故等々、多くは飼い主の「飼育管理」や「しつけ」によって改善することができます。

飼い主の努力で、ご近所から愛される犬・猫にしてあげましょう。



飼ったなら めんどうみよう 最後まで

【問合せ】

環境保全課(内線125)

笠間支所地域課(内線72115)

岩間支所地域課(内線73115)

茨城県動物指導センター Tel.0296-72-1200

LPGガス販売店は安全で安心して暮らせるまちづくりに協力しています

高齢者の見守運動

ガス点検に併せ高齢者の皆様にお声かけを行っています。

「かけこみ110番」

子供や女性等が犯罪に遭遇した場合、避難所として提供しています。

防犯パトロール

業務のかたわら防犯パトロールを実施しています。

例えば、一人暮らしや高齢者世帯を訪問して心配ごとなどを聞いています。
・目の不自由な高齢者の方の郵便物の代読など

どうぞ、お取引の販売店へ遠慮なくお話ししてください。

茨城県高圧ガス保安協会 笠間支部(LPG保安センター内)

☎0296-72-5084